令和5年度"追加開催決定"

『テールゲートリフター特別教育(学科教育4時間)』 開催のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛媛県支部 愛媛労働局登録第13号

◆ 教育の趣旨

労働安全衛生規則等の一部が改正され、労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条第5号の4により、「テールゲートリフター(貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフト)の操作の業務(当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から荷を卸す作業を伴うものに限る。)」が**令和6年2月1日から特別教育の対象となりました。**

特別教育は、学科4時間及び実技2時間を行うものとなっておりますが、**陸災防愛媛県支部では 『学科教育4時間のみ』**を追加開催いたします。

(※注) 『実技教育(2時間)』は、各事業場等がテールゲートリフターを使用し、その操作方法について教育を実施されますようお願いいたします。

◆ 開催日時・場所等

※先着順

日程	会場	定員	予約開始日
令和6年1月11日 (木) 10:00~15:30	愛媛県トラック総合サービスセンター (松山市井門町1081番地1)	定員50名	12月4日(月)
令和6年1月17日 (水) 10:00~15:30	愛媛県産業技術研究所 紙産業技術センター (四国中央市妻鳥町乙127)	定員50名	12月11日(月)

・定員になり次第締め切ります。先着順につき、定員オーバーの際はお断りする場合がございます。

◆ 学科教育内容(4時間のみ) ※「実技教育2時間」は各事業場にて実施ください。

科目	範囲	時間
テールゲートリフターに関する 知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
テールゲートリフターによる 作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

- 受講された方には「特別教育受講記録簿」(学科教育受講証明)を交付します。
- ○「実技教育(2H)」は事業場等にて実施下さい。動画教材「実技教育のポイント」をご紹介します。

テールゲートリフター作業者必携 テールゲートリフター安全作業ハンドブック

★「実技教育のポイント」動画教材アクセス用URL

◆ 受 講 料

会 員 8,800円 (テキスト代、消費税込) 非会員 11,000円 (テキスト代、消費税込)

※ 受講料は前納です。講習日7日前までにご入金ください。

◆申込方法

- ① 各講習の「申込書」は、予約開始日にホームページに掲載いたします。
- ★『申込書』をダウンロードし、専用メール〔kyouiku@eta1069.jp〕に添付してお申込み下さい。
- ★陸災防愛媛県支部 ⇒ テールゲートリフター特別教育関連情報 ⇒ 特別教育お申込みはこちら
- ② 陸災防愛媛県支部より、予約受付書、請求書をお送りします。
- ③予約受付書の確認後、開催日7日前までに次のいずれかの方法で受講料をお支払い願います。
- ★請求書記載の口座に受講料をお振込みください。(振込手数料はご負担願います。)
- ★受講料を現金書留にて郵送してください。
- ★陸災防愛媛県支部の窓口〔松山のみ受付〕にご持参ください。

《 お問合せ先:陸災防愛媛県支部 TEL 089-968-2931 》